



交通ひろしま

春号
2024

HIROSHIMA TRAFFIC SAFETY

編集・発行 公益財団法人 広島県交通安全協会 広島県交通安全活動推進センター
〒731-5108 広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター5F
TEL(082)941-7700 FAX(082)941-7701
URL <https://www.hiroankyo.or.jp/> e-mail: htss@hiroankyo.or.jp

令和6年1月末現在の交通事故発生状況(県内)			
件数	351件	(昨年比)	+21件)
死者数	5人	(昨年比)	-2人)
負傷者数	415人	(昨年比)	+31人)

令和6年

春の全国交通安全運動

◎実施期間

4月6日(土)～4月15日(月)

※交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(水)

令和6年 広島県
交通安全年間スローガン

『今日もまた あなたの無事故 待つ家族』

運動の重点

①こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

入学の季節です。新入学児童たちの「交通デビュー」とも言えるこの時期、こどもが被害にあう交通事故が多発する傾向があります。

運転者は、こどもの特性(飛び出し等)を踏まえて運転をしましょう。また、生活道路やスクールゾーンなどでは、スピードを落とし、いつも以上に動静に注意して、危険を予測しながら走行しましょう。



歩行者は道路を渡るとき、付近に横断歩道がある場合は、横断歩道を渡りましょう。横断するときは、「手をあげる」などして、ドライバーへ意思表示をしましょう。横断禁止場所を横断したり、ショートカットや斜め横断、車の直前・直後の横断など、危険な横断はやめましょう。



「高齢者の交通安全の日」～毎月10日

②歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

◆信号機のない横断歩道では、歩行者優先です。横断しようとしている(横断している)歩行者がいる場合は、車両は停止しなければいけません。



◆高齢歩行者に対し、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(判断力、筋力の低下等)を理解して運転しましょう。

◆「あおり運転」は犯罪です!安全な速度と方法の運転に心がけ、十分な車間距離を保つとともに、**不必要な急ブレーキ、無理な進路変更や割り込みは絶対に止めましょう。**



◆**お酒を飲んだら、絶対に車両(自転車含む)を運転してはいけません。**二日酔いでもアルコールが残っていると飲酒運転になります。

「飲酒運転根絶の日」～毎月20日

③自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

◆昨年4月1日から、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。警察庁によると、自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています(平成30年～令和4年合計)。自転車・電動キックボード等を利用する場合、命を守るためにもヘルメットを着用しましょう。



※ヘルメットは、SGマークなどの安全規格表示のあるものを使用し、正しく着用しましょう。

◆信号の遵守、交差点での一時停止・安全確認のほか、スマートフォン・携帯電話を使用する「ながら運転」等の禁止など交通ルールを守りましょう。

◆**反射材用品などを活用**するとともに、薄暮時は、**早めに**ライトを点け自車の視認性を向上させましょう。夜間での無灯火運転は交通違反です。



「自転車安全利用の日」～毎月1日